



No 2779

2015-2016年度

会長 中元耕一郎

幹事 上野山栄作

R広報委員長 児島 良宗



担当：松村委員

第2640地区
 例会日 毎週木曜日 12:30
 例会場 紀州有田商工会議所6F
 事務所 〒649-0304
 有田市箕島33-1
 紀州有田商工会議所2F
 有田ロータリークラブ
 Tel (0737) 82-3128
 Fax (0737) 82-1020
 創立 昭和34年6月15日
 ホームページ
<http://www.1a.biglobe.ne.jp/aridarc/>
 e-mail aridarc@kdt.biglobe.ne.jp

～ 四つのテスト 言行はこれに照らしてから ～

1. 真実かどうか 2. みんなに公平か 3. 好意と友情を深めるか 4. みんなのためになるかどうか

テ
R
I
マ
マ



世界へのプレゼントになろう
 Be a gift to the world
 世界へのプレゼントになろう

テ
R
I
マ
マ



奉仕の理想車を走らせよう!!
 Let's drive your ideal car of the service!!

本日のプログラム

平成28年4月28日 第2780回

- ・会員卓話：宮井 清明 君「商工会議所と私」
中元耕一郎君「地区の現状について」
- ・ソング：「四つのテスト」

次回のお知らせ

平成28年5月12日 第2781回

- ・会員卓話：應地 正章 君
「クラブ奉仕について」
- ・ソング：「君が代」「奉仕の理想」

前回の報告（第2779例会）

開催日 平成28年4月21日(木)

点 鐘 (中元会長)

会長の時間 (中元会長)

本日はロータリーで用いる言葉についてお話ししたいと思います。ロータリー用語は、日常われわれがイメージしているその言葉の意味とは大きく異なる場合が多々あります。

例えば、“Service”という言葉ですが、日本語では「奉仕」と訳されています。一般日本人が「奉仕」という言葉に持つイメージは、「おまけ」つまり商人が品物を安く売ったり、無料にしたりすることや、パチンコ屋の宣伝文句などの「出血大サービス」がそれです。しかし、この「奉仕」という言葉はシェルドンが確立した“Service”の本来の意味とかなり違ってきます。シェルドンの言う“Service”とは、われわれロータリアンが言う職業奉仕の「サービス」であります。そして、この“Service”の理念は、自分が仕事や事業に臨む時、自分の利益よりもまずは他人や社会に貢献することを第一とする考え方であります。

「自分の幸せは、自分の周りにいる人々の幸せと、決して無関係ではない。自己改善を重ねて自分の職場の健全性を保つとともに、取引先・下請業者・従業員・顧客など、自分の事業と関係するすべての人に幸せをもたらす。そして、この奉仕の精神の必要性を地域全体の職業人に伝え、自分の業界全体の倫理基準を高める」という考え方が“Service”の理念であります。ここにロータリーが倫理運動と言われる所以があります。

一方、社会奉仕や国際奉仕の「奉仕」はVolunteerに近い意味を持ったServiceです。その活動の受益者はロータリアン以外の人々が対象になります。これらの活動は個人ではなく、複数のロータリアンもしくは団体で行われること

が多いので、“I serve”ではなく“We serve”つまり団体奉仕という意味合いが強くなります。

それでは、クラブ奉仕はどうでしょうか。クラブ運営が円滑に進むように、ロータリアン各自がクラブに協力するのは当然の義務であります。ここでの奉仕は義務、つまり“duty”という意味が考えられます。中村パスト会長や私が訪問した台湾のクラブでは「奉仕」のことを「服務」と呼んでいました。「源流の会」田中毅会長も、クラブ奉仕の「奉仕」は「服務」と考えた方が良いと述べています。

このようにロータリーの最も基本用語である「奉仕」という単語でさえ、その意味は同じではないばかりか非常に複雑で、ロータリーを理解することは決して容易ではありません。

ロータリーは長年の思考過程で独特な奉仕理論やロータリー用語を構築してきました。これらの理論や言葉を理解するためには、それらの生まれる過程の順を追って理解する必要があると思います。つまり、ロータリーを理解するためには、まずはロータリーの歴史を紐解くことから始めなければならぬと私は考えます。

幹事報告 (上野山(栄)幹事)

- 地区より
- 1. 「熊本地震災害義援金」募集に対する協力が届く
- 2. 「ロータリーアクト委員長会議」決定事項について
- 3. 2016-2017年度のための地区研修・協議会プログラムが届く(松村会長エレクトへ)
- 4. ロータリー米山記念奨学生・クラブカウンセラーのためのオリエンテーション参加のお礼
- 有田青年会議所より、第47回和歌山ブロック大会有田大会への招待状が届く 5/15(日) 広川町民体育館
- 例会変更 (後方掲示)
- 第10回理事会報告

日時:平成28年4月14日

●報告事項

1.米山奨学生の決定について

氏名:董 涛(トウトウ)男性 中国 1979年生まれ
大阪府立大学博士課程人間科学専攻 堺市在住

●協議事項

1.4月、5月度の例会プログラム【承認】

2. 3月度試算表【承認】

3. 桜木の手入れ【承認】

参加者人数の関係で当初予算以上に、青少年奉仕
予算より振替

4. 国際大会について【承認】

ガイドを3日間用意し食事・観光等を行う。参加者自
己負担

5. ロータリーカレッジについて【承認】

5月19日(木)17:30~18:30、懇親会あり(会員無料)

6. ホームページとメールアドレス設定について【承認】

7. ダーラさんへの記念品支払いの件【承認】

○本日、国際大会のスケジュールをお配りしていますの
でご意見をお願いします。

○ドメイン習得にあたり、メールアドレスの設定の用紙を
お配りしました。是非、ご活用をお願いします

委員会報告

*社会・青少年奉仕委員会(橋本委員長)

5/8(日)みかん海道の桜木の手入れ開催の案内

*米山カウンセラー(橋本カウンセラー)

2016年度ロータリー米山記念奨学金カウンセラー・米
山奨学生オリエンテーションの報告

4/16(土) 地区の新規奨学生合計12名参加

有田RC担当の奨学生は董 涛(トウトウ)さん 197年生
まれ、37歳、中国重慶出身。大阪府立大学博士課程2年
生 人間科学専攻 奥さん(中国人)と娘さん(小学2年)
の3人で堺市暮らしている。日本には2000~20002年、茨
城県でJA研修生として働いていた。好青年で有田RCメ
ンバーと良い関係が構築できると思います。5/12(木)の
例会に出席予定です。

出席報告

(岩橋例会運営委員)

本日の会員数27名

(出席規定免除会員9名)

出席会員数23名

(出席規定免除会員8名)

88.46%

4/7 91.67%

MU: 中元君、橋本君

ニコニコ箱の報告

(中村SAA)

中元君:熊本大地震の早期の終息を祈念いたします。成
川先生、本日の卓話よろしくお願ひいたします。

上野山(栄)君:成川先生、本日の卓話よろしくお願ひ申

上げます。

成川(守)君:本日、卓話を担当させていただきます。

松村君:成川守彦先生、ロータリーの歴史について勉強
させていただきます。

児島君:聞きあきたようで分かっていない決議23-34、今
日はとくと拝聴します。

上野山(英)君:成川守彦さん、本日の卓話、拝聴します。

橋本君:昨日、月に一度の卓球大会、14名が参加し、1
時間半休みなし。体が疲れたが楽しい時間でした。

岩橋君:成川守彦先生、卓話御苦労さんです。

酒井君:成川先生、ロータリーの歴史について勉強させ
ていただきます。

宮井君:成川守彦先生、本日の卓話ご苦労さんです。

嶋田(崇)君:成川守彦先生、卓話ご苦労様です。早退し
ます。

橋爪(正)君:成川(守)さん、卓話御苦労さまです。

橋爪(誠)君:成川守彦先生、本日の卓話、勉強させて頂
きます。よろしくお願ひいたします。

應地君:成川先生、卓話を楽しみにしています。健診で
早退します。

石垣君:成川守彦様、卓話ご苦労様です。

上野山(捷)君:成川守彦様、卓話ご苦労さまです。

脇村君:成川守彦さん、本日の卓話よろしくお願ひしま
す。

成川(雅)君:よろしくお願ひ致します。

中村君:成川先生、卓話勉強させていただきます。

卓話

「決議23-34」

会員 成川 守彦 君

皆様、「決議23-34」は
ご承知でしょうか? 決議
23-34は、1923年のセント
ルイス国際大会において
採択されました。その時
は、「綱領に基づく諸活動
に関するロータリーの方
針」でしたが、現在は、「社
会奉仕に関する1923年の
声明」となっています。



<規定審議会>

規定審議会は、1934年国際大会から始まったもので、
それまでは国際大会でロータリーの基本的な文書である
定款・細則、標準クラブ定款を改定しています。1934年
のデトロイト国際大会で、第1回目の規定審議会が開催
され、それ以後規定審議会は1970年まで国際大会の
「顧問機関」として位置付けられて来ました。1970年のア
トランタ大会で、規定審議会の性格を変え、国際ロータ
リーの正式な立法機関として設置される事になりました。
そして、1983年カナダのトロントで開催された国際大会と
は別に、規定審議会はモナコで開かれました。その後、

規定審議会は15年間、3年に一度、世界各地で開催され、そして2004年以降は、シカゴ周辺で開催されることになりました。

<「決議23-34」の誕生まで>

私は、ロータリー入会以来、先輩の皆様から「決議23-34は、ロータリーの基本理念だ」と教えられてきました。しかし、長い間、何故？23-34が、手続要覧の社会奉仕の章にあるのか、不思議でした。佐藤千寿PDGの「決議23-34成立の経緯」を読み成立の経過を知り、田中毅PDGの「ロータリーの源流」を読み、やっと理解できました。

「決議23-34」を理解するには、ロータリーの歴史を振り返る必要があります。ロータリーの先人達が述べていることを引用させていただき、1966年に出版された「Golden Strand」(Oren Arnoldによる非公式なシカゴ・ロータリークラブの歴史:田中毅PDG訳)に書かれていることを私なりに訳をし、決議23-34の成立した過程を振り返りたいと思います。

<「ROTARY ?」と「Golden Strand」>

シカゴRCの創生期についての詳しい記録は残っていませんが、シカゴRCの創生期の記録資料として、「ROTARY ?」と「Golden Strand」2冊の本が出版されています。

<親睦と相互扶助>

1905年、弁護士のパール・ハリスは「一業種一人で、親睦を深める会」としてロータリークラブを設立しました。

1906年、初めて定款・細則ができ、**第1条は「会員の業務上の利益を振興すること」、第2条は「社交クラブとして会員の親睦その他望ましい事項を振興すること」としており、相互扶助と親睦の2項目だけで、奉仕という考えは入っていませんでした。**



<奉仕理念の誕生>

1906年、会員のフレデリック・トゥイドさんが、弁理士のドナルド・カーターさんに入会を勧めたところ、目的を問われたので、トゥイドは「親睦と社交クラブに通常付随しているその他の事項の充実」と書かれている条文を読み上げました。その内容にカーターは一笑に付き「あなたのクラブは何らかの市民に対する奉仕をすべきだと思います。」と言いました。

その1カ月後カーターは入会。そして直ちに、カーター

とトゥイドはクラブの進むべき道について話し合い、将来の綱領第3条となる条文「シカゴ市の最大の利益を図り、市民としての忠誠心を培う。」を考えました。

ポールは彼の意見を取り入れ、1907年、定款の**第3条**に「シカゴ市の利益増進に貢献し、市民の中に市にたいする誇りと忠誠心を普及すること」という一文を加え、ここで「人のために尽くす」思想が含まれました。

<社会奉仕>

1907年に、ポールは、シカゴクラブに連合公衆便所建設委員会を設立しました。しかし、大きな商業施設からの反対によって、土地を掘り起こすまでに2年もかかりました。若いロータリアンは、市民の応援を得て、市当局に圧力をかけて20,000ドル相当の補助金を得て、**1909年の暮れ、市役所と公立図書館に公衆便所**を設置しました。「**社会奉仕の第一号**」であります。

<職業奉仕の誕生>

1908年、アーサー・フレデリック・シェルドンが入会してきました。シェルドンは継続的な事業の発展を得るためには、自分の儲けを優先するのではなく自分の職業を通じて社会に貢献するという意図を持って事業を営むべきだと考え、また利益を独占するのではなくて、従業員や取引に関係する人たちと適正に再配分することが継続的に利益を得る方法だと考えました。そして、「世のため人のため」という事をサービスという言葉で集約しました。

ところが、サービスといっても、初めての事で、会員は、どのような事をすればサービスになるのかよくわからない。そこで、世間で助けを必要としている人に、救済の手を差し伸べる、即ち弱者救済をすれば、これが世のため人のためになるのだらうと考えました。このように、いろんな金銭的、即物的な奉仕、要するに弱者救済をもってロータリーのサービスだと考える人達がまず一方に居りました。

しかし、やがて反省が出てまいりまして、「金を出す事だけが奉仕なのか、サービスなのか」という疑問が出てまいりました。「弱者救済は本来行政が為すべき事であり、それならロータリアンでなくてもできるではないか。

ロータリーでなければできない奉仕があるはずだ。一体それは何か。我々は職業人だから職業を通じて世のため人のために働くべきだ」と考えたのであります。

「高度の職業上の水準があるなら、これを見つけて採用し、ビジネスにおいてロータリアンという時は、純金製品に刻印される Sterling (ほんまもん)にならなければならない。」ということから、倫理的商取引が始まったのであります。・・・これが職業奉仕の誕生であり、ここから職業奉仕が発展していったのであります。

<身体障害者対策>

その後、アメリカ各地にロータリー・クラブが誕生しましたが、身体障害者の社会復帰に対する大きな関心が始まり、それぞれについて、ロータリーは重要な役割を果たしたのであります。

オハイオ州エリリア・クラブのエドガー・アレンは、適切

な治療を受けたことによって、その人生観が変わってしまった身障児に興味を抱き、彼が奨める身体障害児の総合的対策事業を、クラブが積極的にバックアップすることを入会の条件としてロータリーに入会しました。そして、彼は全米各地にその運動を広め、遂に国際身体障害児協会を設立しその組織を全世界に広げたのであります。

<理論派と実践派>

しかしその後、ロータリアンの心に[奉仕の心を形成]することがロータリー運動の本質だとする理論派と、[奉仕活動の実践]こそ、ロータリアンの使命だとする実践派との論争が起こりました。

即ち、ロータリー運動を[奉仕の心の形成]と考える理論派は、ロータリー・クラブの使命は、ロータリアンに[奉仕の心]を形成させることであり、ロータリアン個人個人が、*He profits most who serves best* と *Service above self* の心を持って、自分の職場や地域社会の人々の幸せを考えながら、職業人としての生活を歩むことであると考えました。

これに対して、[奉仕活動の実践]に重きをおく実践派は、現実に身体障害者や貧困などの深刻な社会問題が山積し、これまでにロータリークラブが実施してきた社会奉仕活動が成績をあげていることを根拠に、理論派とことごとく対立しました。

最終的には、エドガー・アレンとエリリア・クラブに代表されるような、多額の金銭的支出を伴うクラブによる団体奉仕を、ロータリーの Community Service として認めるか否かが、議論の中心になりました。

<国際ロータリー理事会の蛇行>

この時、国際ロータリー理事会の蛇行があったのです。理事会の態度は二転三転し、1923年のセントルイス大会において「決議 23-8 障害児並びにその救助活動に従事する国際的組織を支援せんとする障害児救済に関する方針採択の件」という、決議を提案することになりました。

これは、国際ロータリーが、別の目標である“青少年の中での活動”を自ら設定し、それを進めるために、国際ロータリー本部にその部門を設け、会員一人当たり年間1ドルの特別人頭分担金を徴収することを定めたものです。身障児のための奉仕が義務となることが懸念されたのです。

理事会によるこの行動は、シカゴ・クラブの癩癩玉を爆発させました。一人の長老が、次のように述べています。「身障児を援助することに反対する人は、誰もいません。しかし、我々が決定すべき問題をRIが決めたことに対して、多くの人たちが反対したのです。」・・・クラブの自治権の問題が起こったのです。

そこで、シカゴ・ロータリークラブは、会長 ポール・ウエストバーク、会長エレクト チャールズ・ニュートンと、パスト会長で国際ロータリーの会計でもあるラフス・チャピンを、クラブ代議員として大会に参加させました。

「ロータリーの綱領に明確に規定されていない如何なる事業の計画や、如何なる活動も、これを慎むことがロー

タリーの方針であり、どのロータリー・クラブも、国際ロータリー以外のクラブや如何なる組織の下部組織になるはならない。」という基本項目を提案して、決議に反対する案を起草しました。

そのような場合に政治的な解決法としてしばしばなされるように、どちら側にも華が持たされて、結局、両方の決議を撤回することが了承されました。

その代わりに、委員会には、「ロータリーの綱領に基づく諸活動の方針を確認し、国際ロータリーとロータリー・クラブの将来の指針となる一定の原則を確立する」ための、まったく新しい決議を立案することが命令されました。

指名を受けた決議委員会のウイル・メーニア委員長とポール・ウエストバークの二人からなる委員会は、決議 23-34をたった2日で書き上げ、この1,000語からなる決議は直ちに大会で皆に披露され、一言の訂正もなく採択されました。

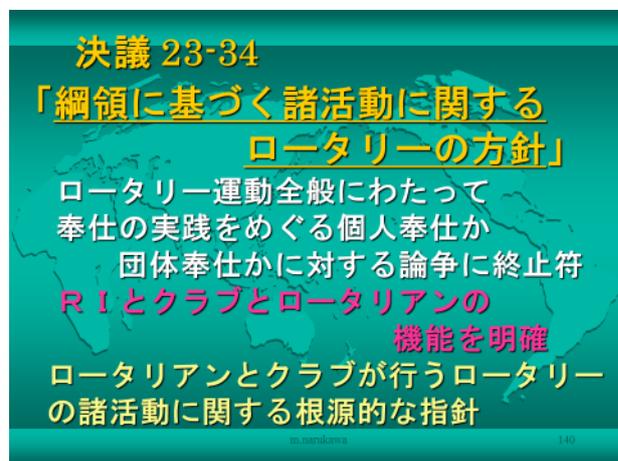
[決議 23-34] [綱領に基づく諸活動に関するロータリーの方針]の原文は、

国際ロータリー並びにロータリークラブの未来の指針として綱領に基づく諸活動に関するロータリーの方針を明確に表わすものとして改めて是認する件。とあります。To reaffirm the Policy of Rotary toward Objective Activities and to formulate certain principles for the future guidance of Rotary International and Rotary Clubs

続いて

RI第14回国際大会が召集され、次のことがRIによって決定された。即ち、以下に掲げる諸原則は、ロータリークラブ及びロータリアンの指針として、また、綱領に基づく諸活動に関するロータリーの方針を明確に表わすものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

このタイトルが[綱領に基づく諸活動に関するロータリーの方針]であったことから判るように、単に、社会奉仕に関する指針として定められたものではなく、ロータリーの全ての活動に関する指針が書かれています。



ところが、1926年のデンバー大会において、この決議のタイトルが[社会奉仕に関するロータリーの方針]The

Policy of Rotary toward Community Service Activitiesと修正されました。

次のように改める。と書かれています。

ロータリーの綱領の第3は、ロータリアンのすべてがその個人生活、職業生活、および社会生活に奉仕の理想を適用することを鼓吹、育成するにある。このロータリーの綱領を実行するについては、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリー・クラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

この時初めて Community Service 社会奉仕という言葉が登場しましたが、この時使われた Community Service は「個人生活、職業生活、社会生活全般にわたって奉仕の理想を適用する」と定義付けられているように、現在、我々が使っている、狭義の[社会奉仕]よりはるかに広い範囲を指しているものです。

この時のタイトルに、Community Service[社会奉仕]という言葉が使われたが故に、この決議23-34を十分理解しないまま、現在も手続要覧の社会奉仕の章に掲載されているのではないのでしょうか。

ロータリーの奉仕活動を、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕に分ける目標設定計画が採用されたのは1927年であり、[決議 23-34]が最初に採択された1923年、修正された1926年には、現在使っている[社会奉仕]の分類は、未だ存在しなかったのです。

配布資料の「決議23-34の変遷」をお読みください。

<1923年 決議—34>

[綱領に基づく諸活動に関するロータリーの方針]

<現行の[決議 23-34]>

「社会奉仕に関する1923年の声明」>

<社会奉仕に関する声明:決議 92-286>

決議23-34、26-6、36-15、64-43、66-49と共に以下の声明を使うことを国際ロータリーは決議する。

「決議23-34」は、ロータリー運動全般を対象として、ロータリー哲学を定義し、ロータリークラブと国際ロータリーの機能分担を明確にし、[奉仕の実践]に関するロータリアンとロータリークラブと国際ロータリーの原則を区分しています。

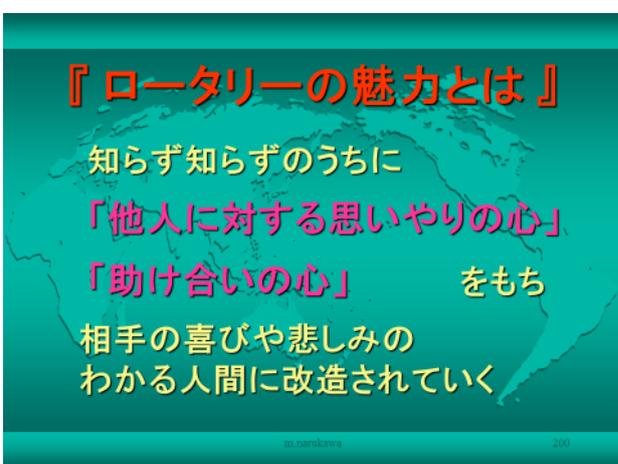
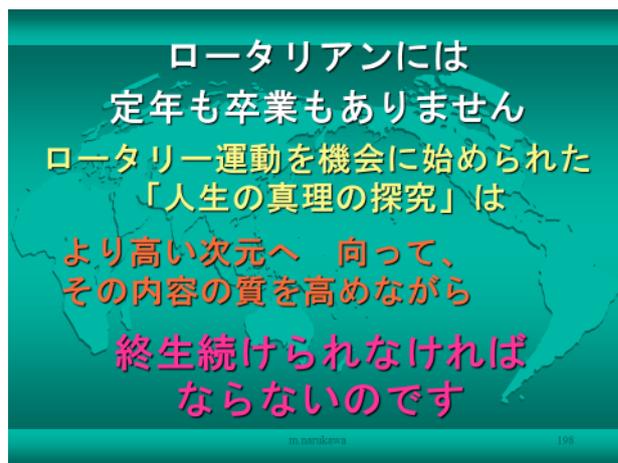
<決議23-34の廃止>

「決議23-34」がRIの活動を制限しているという事で、これまで幾度となく廃止の動きがありました。

「一人一業種で選ばれた会員が、毎週開かれる例会に集って、職業上の発想の交換を通じて、分かち合いの精神による事業の永続性を学び、友情を深め、自己改善を計り、お互いが師となり徒となって、奉仕の心を学び自己研鑽を重ねる。」

そして、例会で学んだことを、[奉仕活動]として実践する場が、家庭・職場・地域社会・国際社会などの Community である。

「友情溢れる例会を通じて、ロータリアンがお互いに切磋琢磨し自己改善に務める。」のが、ロータリーであると思います。



参考文献:

- ポール・ハリス:「ロータリーへの私の道」
- 深川純一:「ロータリー運動の核心」
- 田中 毅:「ロータリーの源流」
- デビッド C. フォワード「奉仕の一世紀」(日本語訳監修:菅野多利雄)

閉会・点鐘 (中元会長)



平成28年4月24日(日) 「2640地区 2016-17年度のための地区研修・協議会」にて。

